

議員案第4号

大田原市地酒の普及の促進に関する条例の制定について
大田原市地酒の普及の促進に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年12月19日提出

提出者 大田原市議会議員 君島孝明

賛成者 大田原市議会議員 高崎和夫

同 植竹福二

同 藤田紀夫

同 印南好男

同 小林正勝

大田原市地酒の普及の促進に関する条例

前文

大田原市は、那須五峰からの豊かな伏流水に恵まれた栃木県内有数の日本酒の産地であり、また、市内で生産される日本酒（以下この条例において「大田原の地酒」という。）は、地域の伝統的な食文化に不可欠の魅力と役割を發揮しているところである。

そこで、地酒の魅力を市民が身をもって押し広め、活力あふれる大田原市のまちづくりの推進に寄与することをめざし、本条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、大田原の地酒による乾杯の習慣を広めることにより、経済の振興及び郷土愛の醸成並びに地産地消を図り、もって大田原の地酒の普及を通じた地域の伝統的文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、大田原の地酒による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 大田原の地酒の生産に関する事業を行う者は、大田原の地酒による乾杯とその普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第4条 市民は、市及び事業者が行う大田原の地酒による乾杯とその普及の促進に関する取組みに協力するよう努めるものとする。

（配慮）

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。